【規程番号　神女大短Ⅳ－001】

神戸女子大学・神戸女子短期大学研究倫理規程

（基本理念）

第１条　学術研究が社会や自然に及ぼす影響は、近年の人間社会の多様化、高度な技術革新に伴い、極めて重大なものとなっている。学術研究が公共の福祉の増進及びその持続的発展を遂行するためには、研究の自由及び研究者の自治が保障される必要がある。しかしこの自由を保障するためには、研究者には自らを律する倫理的規範が求められる。

研究者は、学術研究が社会から負託された公共的かつ公益的な活動であることを真摯に受け止め、社会から信頼と尊敬を得るべく、あらゆる努力を惜しまないことを責務とする。

（目 的）

第２条　この規程は、神戸女子大学及び神戸女子短期大学（以下「本学」という。）の学術研究の信頼性と公正性を確保することを目的とし、研究を遂行する上で求められる研究者の行動・態度の倫理的規準を定める。

２　前項に定めるもののほか、人間を対象とする研究倫理、動物実験倫理、環境保全に関する事項は別に定める。

（定義と対象）

第３条　「研究者」とは、本学の専任の教育職員のみならず、本学において研究活動に従事する者をいう。なお、学生であっても、研究活動に関わるときは、「研究者」に準ずるものとする。

２　「研究」には、研究計画の立案、計画の実施、成果の発表・評価にいたるすべての過程における行為、決定及びそれに付随するすべての事項を含むものとする。

３　「発表」とは、自己の研究に係る新たな知見・発見又は専門的知見を公表するすべての行為を含むものとする。

（研究者の姿勢）

第４条　研究者は、良心と信念に従って、自らの責任で研究を遂行し、不当な圧力により研究成果の客観性を歪めることがあってはならない。

２　研究者は、生命の尊厳及び個人の尊厳を重んじ、基本的人権を尊重しなければならない。

３　研究者は、国際的に認められた規範、規約及び条約等、国内の法令、告示等及び本学の諸規程を遵守しなければならない。

４　研究者は、自己の専門研究が及ぶ範囲を自覚し、他分野の専門研究を尊重するとともに、自己研鑽に努めなければならない。

５ 研究者は、他の国、地域及び組織等の研究活動における、文化、習慣及び規律の理解に努めなければならない。

６　研究者は、共同研究者が対等なパートナーであることを理解し、お互いの学問的立場を尊重しなければならない。また、研究に協力や支援する者に対しては、謝意をもって接しなければならない。

７　研究者は、学生が共に研究活動に関わるときは、学生が不利益を被らないよう十分な配慮をしなければならない。

８　研究者は、自己の研究計画について、分かりやすく、明瞭に説明できるよう努めなければならな

い。また、研究遂行中において、計画進捗状況の自己点検を行い、適切な時期に途中経過の報告ができるよう努めなければならない。

（資料、情報及びデータ等の収集）

第５条　研究者は、科学的かつ一般的に妥当な方法及び手段により、研究のための資料、情報及びデータ等を収集しなければならない。

２　研究者が、研究のために資料、情報及びデータ等を収集する場合は、その目的に適う必要な範囲において収集するよう努めなければならない。

（インフォームド・コンセント）

第６条　研究者が、人の行動、環境並びに心身等に関する個人情報及びデータ等の提供を受けて研究を行う場合は、提供者に対してその目的及び収集方法等について分かりやすく説明し、提供者の明確な同意を得なければならない。

２　組織、団体等から、当該組織、団体等に関する資料、情報及びデータ等の提供を受ける場合も前項に準ずるものとする。

（個人情報の保護）

第７条　研究者は、研究に関わる個人情報については、「学校法人行吉学園個人情報の保護に関する規程」の趣旨に則り、適正に取り扱わなければならない。

２　研究者は、研究のために収集した資料、情報及びデータ等で、個人を特定できるものは本人の同意なしに他に洩らしてはならない。

（資料、情報及びデータ等の利用及び管理）

第８条　研究者は、研究のために収集又は生成した資料、情報及びデータ等の滅失、漏洩及び改ざん等を防ぐために適切な措置を講じなければならない。

２　研究者は、研究のために収集又は生成した資料、情報及びデータ等を次の各号に定める期間保存しなければならない。ただし、関連する法令又は本学の関係規程等に保存期間の定めのある場合は、それらに従うものとする。

（1）資料（文書、数値データ、画像等）当該論文等発表後10年間

（2）試料（実験試料、標本）、装置等　当該論文等発表後5年間

（機器、薬品・材料の安全管理、有害廃棄物処理）

第９条　研究者は、研究実施上、環境・安全に対して有害となる可能性があるもの（毒劇物又は環境汚染物質等）を取り扱う場合には、関連する法令、関連省庁や学会等の指針（ガイドライン）及び本学の関係規程等を遵守し、その安全管理に努めなければならない。

２　研究者は、研究実施上発生する有害廃棄物について、本学の関係規程等を遵守し、適切に処理しなければならない。

（研究成果発表の基準）

第10条　研究者は、研究の成果を広く社会に還元するため、原則として公表しなければならない。ただし、産業財産権等の取得及びその他合理的理由のため公表に制約のある場合は、その合理的期間内において公表しないものとすることができる。

２　研究成果は、学問的誠実性によって導かれた、新たな知見、発見であることに鑑み、研究者は、他者の成果を自己の成果として発表してはならない。

３　研究成果の発表に当たっては、私的利益への配慮や不当な圧力により研究成果の客観性を歪めることがあってはならない。また、先行研究を精査し尊重するとともに、他者の知的財産を侵害して

はならない。

4　研究成果発表における不正な行為は、大学及び研究者に対する社会の信頼性を喪失する行為であることを研究者は自覚し、次に掲げる不正な行為は、絶対にこれをしてはならない。

(1) 捏造（存在しないデータ、研究結果等を作成すること。）

(2) 改ざん（研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。）

(3) 盗用（他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。）

（オーサーシップの規準）

第11条　研究者は、研究活動に実質的な関与をし、研究内容に責任を有し、研究成果の創意性に十分な貢献をしたと認められる場合に、適切なオーサーシップを認められる。

（他の研究者の業績評価）

第12条　研究者が、レフェリー、論文査読及び審査委員等の委嘱を受けて、他の研究者の研究業績の評価に関わるときは、被評価者に対して予断を持つことなく、評価基準及び審査要綱等に従い、自己の信念に基づき評価しなければならない。

2　研究者は、他の研究者の業績評価に関わり知り得た情報を、不正に利用又は漏洩してはならない。

（研究費の取扱基準）

第13条　研究者は、研究費の源泉が、学生納付金、国・地方公共団体等からの補助金、財団、企業等からの助成金、受託・共同研究費、寄付金等によって賄われていることに常に留意し、研究費の適正な使用及び管理に努め、その負託に応えなければならない。

2　研究者は、交付された研究費を当該研究に必要な経費のみに使用しなければならない。

3　研究者は、研究費の使用及び管理に当たっては、法令、本学の関係規程、当該研究費の使用規定等を遵守しなければならない。

4　研究者は、証憑書類等を適切に管理し、実績報告においては、研究遂行の真実を明瞭に記載しなければならない。

（利益相反）

第14条　研究者は、自らの研究行動に当たり、利益相反が発生しないように、本学の関係規程等を遵守し、本学と本学の教職員及び学生の社会的信用及び名誉を保持しなければならない。

（本学の責務）

第15条　本学は、研究者の研究倫理意識を高めるために、啓発活動及び研究環境の改善や整備を行い、不正行為が起こらない環境作りに努める。

2　本学は、研究活動に不適切な行為が認められた場合は、速やかに原因の究明と適切な措置を講じ、研究機関としての説明責任を果たす。

3　本学は、研究に関して、苦情、相談及び告発等がある場合はこれに応じ、適切な措置を講ずる。

4　前２項における研究活動上の不正行為等に関する必要な事項は、別に定める。

（研究倫理教育の実施）

第16条　本学は、不正行為を事前に防止し、公正な研究活動を推進するために、学術研究推進部、各学部及び各研究科並びに短期大学の各学科に研究倫理教育責任者を置き、研究者に対し、定期的に研究倫理教育を実施する。

2　研究者等は、前項の研究倫理教育に関する研修会等を受講しなければならない。

（懲戒）

第17条　研究者は、第15条に規定する措置の結果によっては、「学校法人行吉学園神戸女子大学就業規則」又は「学校法人行吉学園神戸女子短期大学就業規則（本部を含む）」の規定により懲戒の対象となることがある。

2　前項において、研究者が学生である場合には、本学の学則等により懲戒の対象となることがある。

（研究倫理委員会）

第18条　本学に、本規程の目的を達成し、かつ適切な運用を図るため、研究倫理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2　委員会は次の各号に掲げる者をもって構成する。

（1）副学長

（2）学術研究推進部長

（3）人間を対象とする研究倫理委員会委員長

（4）動物実験委員会委員長

（5）環境保全委員会委員のうち、学長が指名する者１名

（6）総務企画部長

3　委員長は、学長が指名し、委員会を招集し、議長となる。

4　委員会は委員の過半数の出席をもって成立する。議事は出席者の３分の２以上の賛成をもって議決する。可否同数の場合は委員長の決するところによる。

5　委員会は次の各号に掲げる事項を審議する。

（1）第15条第1項に定める事項

（2）規程の運用、解釈に関する事項

（3）規程の改廃に関する事項

（4）研究倫理に関する学長の諮問事項

（5）その他、委員会が必要と認める事項、

6　委員会は、必要があると認められるときは、研究者に対して、適切な指導及び助言を行うものとする。

7　委員会は、研究者の重大な規程違反行為があると認められる場合は、学長に報告するものとし、学長は適切な措置を講じるものとする。

8　委員会は、研究倫理に関する事項について調査、検討し、必要があると認められる場合には、学長に報告又は提案するものとする。

9　委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴取することができる。

（事務）

第19条　この規程に関する事務は、総務課（大学庶務担当）が行う。

（改廃）

第20条　この規程の改廃は、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。ただし、学長は、改廃に当たり教授会の意見を聴くことができる。

附　則

1　この内規は、令和２年４月１日から施行する。

2　この規程の施行に伴い、神戸女子大学研究倫理規程及び神戸女子短期大学研究倫理規程は廃止する。

附　則

この規程は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和７年７月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和８年４月１日から施行する。（事務組織名称の変更）

附　則

この規程は、令和８年７月１日から施行する。